

**ASAHIKAWA  
CITY**

**再生可能エネルギー  
ゾーニングマップ  
ガイドブック**

# 目次

1. はじめに	3
(1) ゾーニングの背景	3
(2) ゾーニングの目的	5
2. ゾーニングマップの位置付け	6
3. ゾーニングマップの構成	7
(1) ゾーニングマップの対象	7
(2) ゾーニングマップのエリアの種類	8
4. ゾーニングマップの見方とポイント	9
5. 環境配慮事項	14
6. 促進区域について	20
参考資料. ゾーニングマップ	21



# 1. はじめに

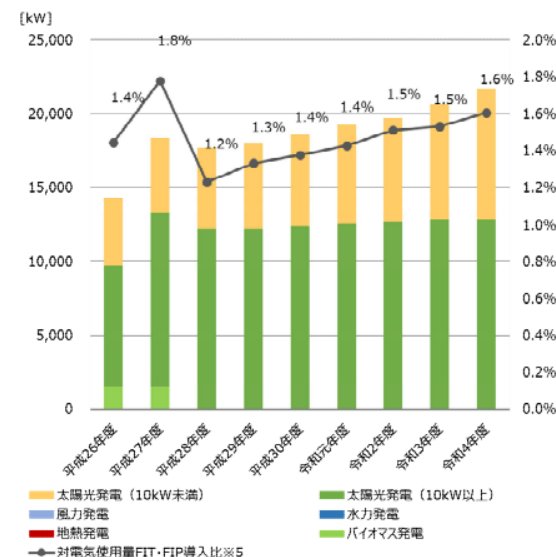
## (1) ゾーニングの背景 (1/2)

### 脱炭素に向けた旭川市の目標設定

- 地球温暖化に伴う気候変動問題が深刻化する中で、脱炭素に向けた取組が世界で加速化しています。我が国では**温室効果ガス排出量の削減目標を2030年に46%（2013年度比）削減、2050年までに実質ゼロ**としました。これを受け、北海道では削減目標を**2030年に48%（2013年度比）削減、2050年までに実質ゼロ**としています。
- 旭川市では、**2021年10月にゼロカーボンシティを表明し、2024年3月に改定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**では、**温室効果ガスの排出量の削減目標を2030年に48%（2013年度比）削減、2050年に実質ゼロ**としています。

### 脱炭素の有力な手段としての再エネ導入

- このような状況の中で、風力、太陽光、中小水力、地熱、バイオマスなどの**再生可能エネルギー**（以降「再エネ」といいます。）は、**従来の化石燃料に代わる脱炭素の有力な手段として、国内外で導入が進められています。**
- しかし、現在の**旭川市の再エネ自給率は1.6%**にとどまっています（2022年度実績）。本市のゼロカーボンシティの実現や産業の振興には、**地域の再エネ導入ポテンシャルを最大限活用し、さらに、再エネ導入実績を増やすことが必要です。**



旭川市の再エネ導入実績  
(出典：環境省「自治体排出量カルテ」)

# 1. はじめに

## (1) ゾーニングの背景 (2/2)

### 道内へのGX・DX・AI産業の集積

- 一方、**エネルギー政策と産業政策を一体化させたGX・DX・AI産業**の育成が、社会的・経済的に持続可能な未来の実現に向けた取組として進められています。国内随一の再エネの導入ポテンシャルを有する北海道は、**クリーンなエネルギーを安定的に供給**できることから、GX・DX・AI産業の集積に先行的に取り組み、旭川市もこの動きを加速しています。

### 地域共生型の再エネの導入

- 全国的に再エネ事業が拡大する一方で、自然災害の発生、景観の阻害、自然環境や生活環境への影響などの**地域トラブル**が増加しています。
- こうしたトラブルを防ぐためには、地域における合意形成が図られ、環境へ適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネ導入**が求められます。
- また、地域資源である再エネの活用と併せて地域経済の活性化や、災害に強い地域づくりなど、**社会課題の解決**につながる再エネ事業とすることが重要です。



景観を乱すパネルの設置



土砂崩れで生じた崩落



放置されたパネルの現況



柵塀の設置されない設備

地域でトラブルとなった太陽光発電事例

出典：地域に根差した再エネ導入（経産省、2021年10月）

# 1. はじめに

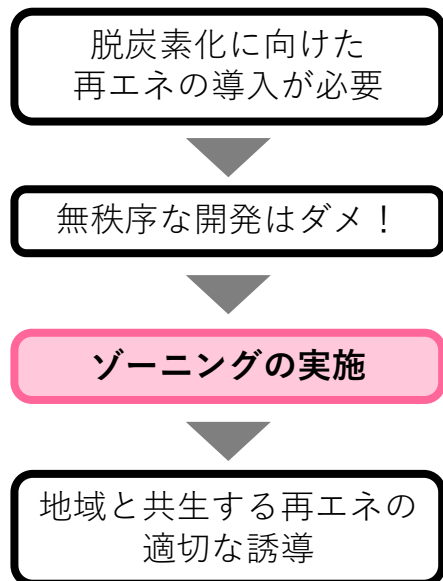


## (2) ゾーニングの目的

- 旭川市が世界に誇る都市と自然との調和を守りながら、GX・DX・AI産業を集積し、社会的・経済的に持続可能な未来を実現するという観点から、地域との合意、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止等を図り、無秩序な再エネ開発を抑止するため、ゾーニング（エリア分け）を行います。

### ゾーニングに 期待される 効果

- ① 保全すべきエリアを明確化し、**地域の環境を保全**する。
- ② 導入適地を見える化し、**再エネの効率的な導入**を促進する。
- ③ 地域関係者との合意形成を促し、**トラブルの防止**を図る。



<ゾーニングのイメージ>

## 2. ゾーニングマップの位置付け

### 活用

- ・ ゾーニングマップは、**再エネ施設の導入を適切に誘導するためのマップ**です。
- ・ ゾーニングマップの各エリアの考え方や条件設定、マップには示すことのできない配慮事項等の情報等をまとめました。
- ・ ゾーニングマップは、事業者による本市への再エネ施設の導入を適切に誘導するためのマップであり、『**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ開発**』に活用していただくことを想定しています。
- ・ ゾーニングマップにおける各エリアの考え方や条件設定、マップには示すことのできない配慮事項等の情報等は、今後、旭川市が策定する「（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」等の法的仕組みの構築に活用します。



### 事業者の留意点

- ・ ゾーニングマップを活用して再エネ施設に係る事業を計画する際には、**関連法令及びガイドライン等**に基づき、**必要な手続・措置**を講じなければなりません。
- ・ 再エネ事業による環境影響が想定される範囲には、**区域が明確でないもの、詳細な調査を必要とするものが含まれます**。そのため、事業規模や環境影響の程度に鑑み、**環境配慮事項を確認し、必要な調査、影響予測・評価、保全対策**などを実施してください。
- ・ ゾーニングマップは、2026年6月時点で入手した情報を用いて作成したものであるため、必ず**最新の情報を確認**しなければなりません。

### 3. ゾーニングマップの構成

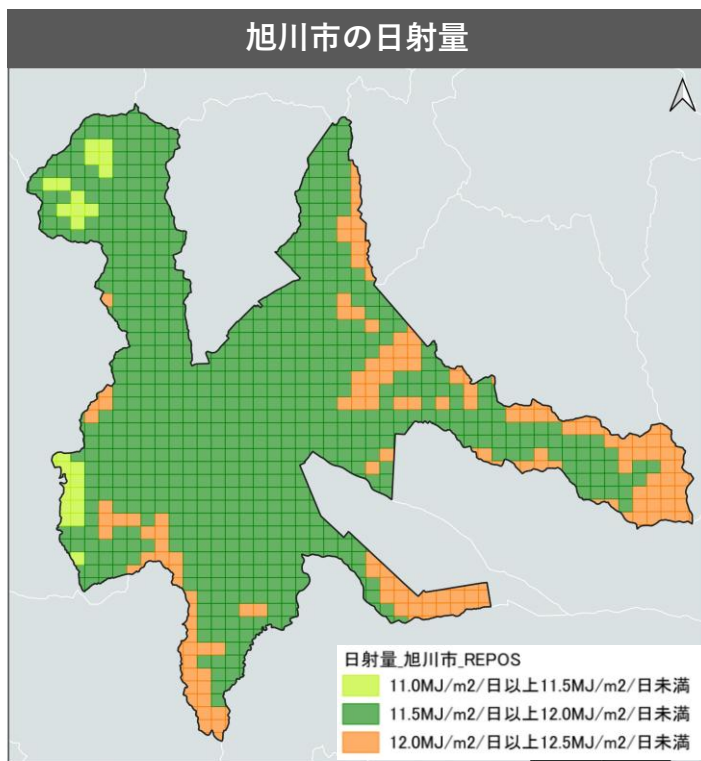
#### (1) ゾーニングマップの対象

対象とする範囲

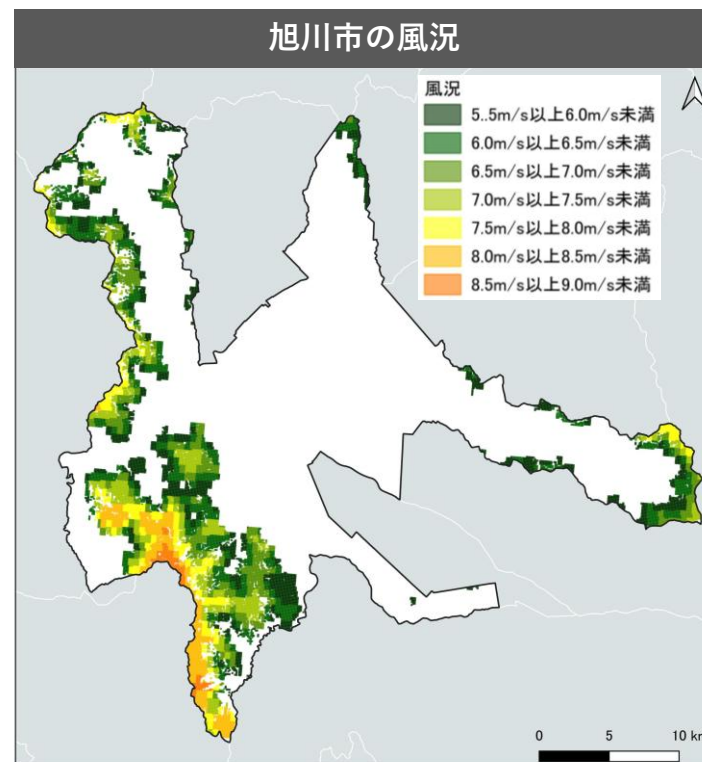
旭川市全域を対象とします。

対象とする再エネの種類

地上設置型太陽光発電、陸上風力の2種類とします。



旭川市の太陽光発電ポテンシャル：約4.8GW  
(土地系・建物系合計)



旭川市の陸上風力発電ポテンシャル：約1.9GW

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システムREPOS」提供データ



### 3. ゾーニングマップの構成

#### (2) ゾーニングマップのエリアの種類

- 国や北海道の基準に基づき、また、市独自の地域の状況に応じて、5つのエリアに分けています。

エリア	定義	促進区域設定	再エネ発電設備の設置等に関する ガイドライン上の位置付けや規律の方向性
保全	法令等により立地困難又は重大な環境影響が懸念される等から環境保全を優先するエリア	× 不可	自然や暮らしを守ることを最優先するため、再エネ開発は行いません。このエリアでは、再生可能エネルギー発電設備の設置はできません。
保全に近い調整	一律に除外すべきとまではいえないものの、環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリアのうち、再エネ導入の難易度が高いエリア	△ 可能だが 考慮事項が多く 難易度が高い	環境や防災への配慮、住民の安全・安心の確保が特に重要なエリアです。 そのため、再エネ開発を検討する場合には、市との事前協議、環境への影響を確認するための事前調査、住民説明会や情報公開など、計画から事業終了までの全ての段階において、事業者の責任と市の関与を明確にした厳格な規律を設けます。
調整	一律に除外すべきとまではいえないものの、環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリア	○ 可能	一定の配慮を行うことにより、再エネ開発が可能なエリアです。 保全に近い調整エリアほど厳しくはありませんが、環境への配慮や防災、住民の安全・安心の確保が求められる点を考慮し、規律を設けます。
配慮	保全エリア、保全に近い調整エリア、調整エリア以外に該当し、再エネを導入する上で留意すべき事項が含まれるエリア		
促進検討	保全エリア以外の区域で、環境面・社会面から再エネ導入の促進検討が可能なエリア	◎ 可能かつ 有望	再エネ開発の可能性が比較的高いエリアです。 ただし、直ちに開発できる場所というわけではありません。 環境面・社会面について、「適正な開発」と認められるために必要な条件を満たすことが求められる点を考慮し、規律を設けます。

※ 促進検討エリアであっても、法令等の手続に従い、環境影響評価法等に基づく影響予測、保全対策等の検討を行った上で、事業を進める必要があります。

# 4. ゾーニングマップの見方とポイント



## ゾーニングマップの見方

- 5つのエリア情報を重ね合わせると、再生可能エネルギー設備（地上設置型太陽光発電、陸上風力発電）を導入すべきでないエリアや、導入の可能性のあるエリアが把握できます。



事業者は、ゾーニングマップの各種エリア情報に基づき、設置可能なエリアや考慮すべき環境配慮事項等を確認し、検討を行います



- 次頁以降で、各種エリアのポイントについて解説します。

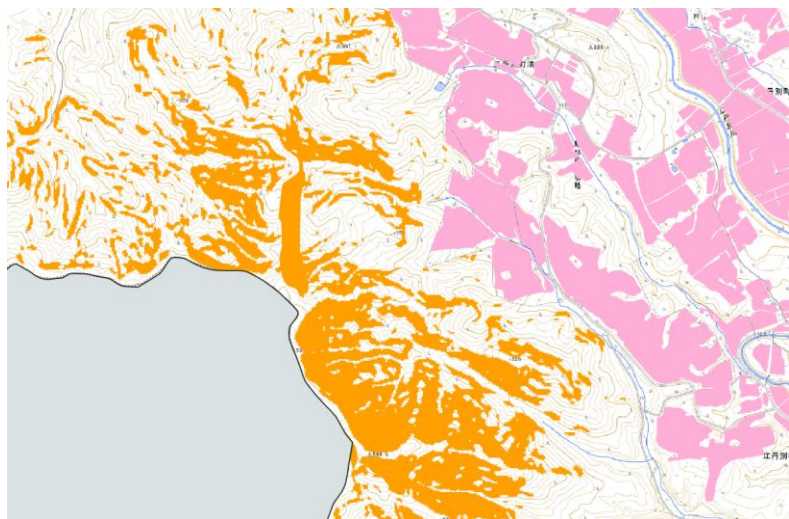
# 4. ゾーニングマップの見方とポイント



## ポイント①

「保全エリア」と「保全に近い調整エリア」を重ねて、再エネ導入が困難なエリアを把握します。

### 重ね合わせイメージ



国土地理院 標準地図（地理院タイル）を使用して作成

### ゾーニングのレイヤー情報

保全	<p>■砂防指定地、■地すべり防止区域、■急傾斜地崩壊危険区域、■土砂災害特別警戒区域、■土砂災害警戒区域、■鳥獣保護区（国・道指定）、■IBA（重要野鳥生息地）（市街地を除く。）、■保護林、■要措置区域、■国指定重要文化財、■北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る。）、■農用地区域内農地（※陸上風力のみ）、■甲種農地に該当する区域（※陸上風力のみ）</p> <p>&lt;マップに示せない区域・事項&gt;</p> <p>■河川区域、■学術自然保護地区、■自然景観保護地区、■環境緑地保護地区</p>
保全に近い調整	<p>■水資源保全地域、■保安林（国有林その他）（※陸上風力のみ、傾斜25度以上の箇所又は指定区分が2種類以上の林班）■KBA（生物多様性重要地域）、■特定植物群落、■植生自然度 10の区域、■巨樹・巨木林、■景観計画重点区域、■国指定文化財（重要文化財を除く。）、■北海道指定文化財（有形文化財を除く。）、■記念保護樹木、■農用地区域内農地（※太陽光のみ、営農型太陽光発電に限る。）、■甲種農地に該当する区域（※太陽光のみ、営農型太陽光発電に限る。）、■旭川空港制限表面（※陸上風力のみ）</p> <p>&lt;マップに示せない区域・事項&gt;</p> <p>■鳥類の重要種の分布、■レッドリスト掲載種、■指定希少野生動植物種</p>

### ◎ 事業者の活用にあたっての視点

- 保全エリアは自然や暮らしを守ることを最優先するエリアです。国や北海道の基準により、再エネ設備の設置が難しい又は環境への影響が大きいおそれがある区域とされています。このエリアが事業検討地に含まれていないか、まず確認しましょう。
- 保全に近い調整エリアは環境面や防災の面で特に配慮が必要なエリアです。本市の地域特性を踏まえ、再エネ導入の難易度が高い区域としています。可能な限り事業地としないようにし、やむを得ず事業地とするときは、国の法令や北海道の例規、ガイドライン等に基づき、住民の安全・安心を最優先に、十分な協議・調整を行いましょう。

## 4. ゾーニングマップの見方とポイント



### ポイント②

「調整エリア」を見て、再エネを導入する上で配慮・留意すべき事項を把握します。

#### 重ね合わせイメージ



国土地理院 標準地図（地理院タイル）を使用して作成

#### ゾーニングのレイヤー情報

##### 調整 エリア

■ 営農飲雑用水施設とその集水域、■ 重要な地形・地質、■ 保安林（国有林その他）（傾斜25度以上の箇所又は指定区分が2種類以上の林班を除いた範囲）（※陸上風力のみ）、■ 地域森林計画対象民有林、■ 山地災害危険地区、■ 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）、■ 冬鳥、渡り鳥の集結地、■ コウモリ類の分布、■ 植生自然度8・9の区域、■ 長距離自然歩道、■ 都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）、■ 形質変更所要届出区域、■ 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、■ 公園、■ 下水道、■ 特定盛土等規制区域、■ 雪捨て場、■ 伝搬障害防止区域（※陸上風力のみ）、■ 自然景観資源（地質、自然景観）、■ 蛇紋岩地植生

※マップに示せない区域・事項

■ 公共用水域の水質測定結果（※太陽光のみ）、■ 鳥の渡りのルート（※陸上風力のみ）、■ 動物の分布状況、■ 道路区域

※ 配慮エリアは、該当なし

### ◎ 事業者の活用にあたっての視点

- 調整エリアは**一定の条件を守れば再エネ導入が可能なエリア**です。ただし、環境への配慮や防災、住民の安全・安心の確保が求められます。
- ゾーニングマップや関連レイヤー情報を確認し、事業地として適切であるかを判断しましょう。検討を進める場合には、**国の法令や北海道の例規、ガイドライン等に基づき、丁寧な協議・調整を行いましょ**う。

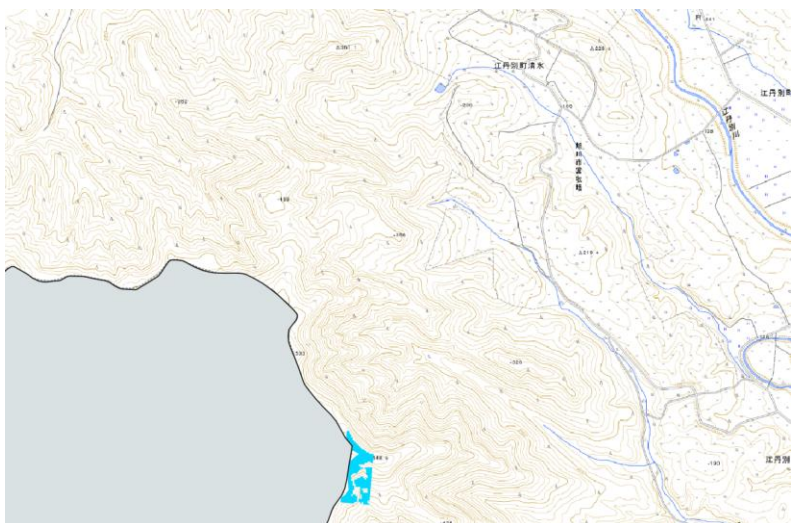
## 4. ゾーニングマップの見方とポイント



### ポイント③

「促進検討エリア」を見て、本市における再エネ開発の可能性が環境面・社会面・経済面から高いエリアを把握します。

#### 重ね合わせイメージ



国土地理院 標準地図（地理院タイル）を使用して作成

#### 促進検討エリアの抽出方法

促進検討 エリア （地上設置型 太陽光発電）	農地/ 営農型太陽光発電	農地から、保全エリアと保全に近い調整エリアを除き、発電ポテンシャルを有する16m <sup>2</sup> *1以上のまとまりのある土地を抽出。
	非農地/ 非営農型太陽光発電	農地以外の土地から、保全エリア、保全に近い調整エリア、調整エリアのうち、慎重な対応が求められる範囲を除き、浸水想定区域、河川、道路、送電線、ダムと重ならない800m <sup>2</sup> *2以上の土地を抽出。
促進検討 エリア （陸上風力発電）	陸上風力発電のポテンシャルの高い土地から、保全エリア、保全に近い調整エリアを除き、保安林（傾斜角度が25度未満かつ指定区分が1種類の範囲）と重なる土地を抽出。	

※1 環境省「令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」（2022年3月）における営農型太陽光の設置単位。

※2 林野庁「令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」（2022年1月）より、小規模林地開発における太陽光発電施設に関する調査結果をもとに、50kW規模の発電に必要な面積を約800m<sup>2</sup>と想定。

#### ◎ 事業者の活用にあたっての視点

- 促進検討エリアは再生可能エネルギーの導入を前向きに検討できるエリアです。環境面・社会面・経済面から見て、再エネ導入の可能性が高く、事業化が期待される区域としています。
- ただし、導入に当たっては、法令等に基づく手続、環境影響評価法に基づく影響予測・保全対策等の検討が必要です。検討を進める場合には、国の法令や北海道の例規、ガイドライン等に基づき、十分な協議・調整を行いましょう。



## 4. ゾーニングマップの見方とポイント

### (参考) 促進検討エリアの考え方

- まず、旭川市の産業、再エネ導入ポテンシャル、土地の利用状況等から、**旭川市における望ましい再エネ事業（促進検討エリア）の在り方**を整理しました。
- その上で、地上設置型太陽光発電については、農地への営農型太陽光発電、非農地への非営農型太陽型発電に分けて抽出しました。他方で、陸上風力発電については、ポテンシャルの高い場所が保安林内に多くあるため、保安林内で設置可能な土地を抽出しました。

### 旭川市における望ましい再エネ事業（促進検討エリア）の在り方

#### 地上設置型太陽光発電

##### 【農地/営農型太陽光発電】

GX・DX・AI産業集積、2050カーボンニュートラルの実現等への寄与とともに、農業及び発電に伴う収益増加、エネルギー自給率の上昇に伴う費用削減等による農業経営の改善、また、これが旭川市の基幹産業である農業の抱える農家の高齢化の進行や後継者不足、農家戸数の減少等といった諸課題の解決に繋がり、農業の維持や成長に寄与し得ることから、農業への影響を最小にすることを大前提としつつ、その導入の可能性を探る。

##### 【非農地/非営農型太陽光発電】

GX・DX・AI産業集積、2050カーボンニュートラルの実現等への寄与とともに、昨今の状況に鑑み、慎重な対応が求められることを大前提としつつ、その導入の可能性を探る。

#### 陸上風力発電

GX・DX・AI産業集積、2050カーボンニュートラルの実現等に大きく寄与することから、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止、地域との共生等（特に保安林との調整）を図りながら、その導入を推進し、旭川市における新しい産業の振興や雇用の創出等に繋げ、持続可能な地域・経済社会を実現する。



## 5. 環境配慮事項

- 保全エリア以外のエリアで、事業者が再エネ事業を計画・実施する際に環境保全のために配慮すべき事項を整理しました。
- 既存の再エネ設備の導入に係るガイドライン等の内容を参考に、地域関係者へのヒアリング結果、懇談会での説明等を踏まえ、内容を整理しました。

### 環境配慮事項 (1/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>• 発電施設設置に伴う開発及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないように検討し、必要に応じて対策を講じること。</li><li>• 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の上流域において事業区域を設定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。</li></ul>	○	○
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"><li>• 発電施設の下流側に取水施設（営農飲雑用水施設など）がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること。</li></ul>	○	—
雨水等による影響	<ul style="list-style-type: none"><li>• 大雨等による河川の氾濫で浸水リスクを事前に評価し、被害を軽減するための措置を講じること。</li><li>• 雨水等による土砂・汚泥の流出、水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時等には、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。</li><li>• 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかに対応できるよう関係行政機関等の連絡先を含めた緊急連絡体制を整備すること。</li></ul>	○	○



## 5. 環境配慮事項

### 環境配慮事項 (2/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
騒音による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備等から発生する音による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること。</li> <li>発電設備の設置工事から発生した音により生活環境への影響がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li> </ul>	○	○
反射光による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> <li>太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認し、影響が懸念される場合には、防眩モジュールを使用する等の対策を講じること。</li> </ul>	○	—
影による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民等に不快感を与えないなど、環境の保全に必要な措置（配置）を講じること。</li> </ul>	—	○
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に先立ち、必要に応じて注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じること。特に旭川市の北側はオオハクチョウ、コハクチョウ、海ワシ類等の渡りのルートとなっているほか、市内には重要種であるオジロワシやクマタカの分布域が存在し、コウモリ類についても多くの種類が確認されていることから、事業地の選定においては十分な調査を行い、重大な影響を及ぼすことのないよう留意すること。</li> <li>事業の計画地において、鳥類やコウモリ類の重要種、北海道や市内に局所的に分布している昆虫類等、貴重種・希少種等の生息可能性が認められる場合には、保全措置の必要性について検討し、重大な影響が懸念される場合には必要な対策を講じること。</li> </ul>	○	○



## 5. 環境配慮事項

### 環境配慮事項 (3/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に先立ち、必要に応じて注目すべき種及び植物群落の生育状況を調査し、保全のために必要な措置を講じること。</li> <li>事業の計画地において、貴重種・希少種、温帯要素系植物の分布型に位置付けられており、上川地方や旭川市内での特徴的な種等の生育可能性が認められる場合には、保全措置の必要性について検討し、重大な影響が懸念される場合には必要な対策を講じること。</li> </ul>	○	○
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>上川盆地を囲む突哨山、嵐山・神居古潭、旭山、神楽山といった丘陵・山地の豊かな森林生態系、上川盆地を放射状に流れる石狩川水系の豊かな河川生態系が、本市の生物多様性の特徴であり、開発行為や発電施設の設置等により、これらの生物多様性に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li> <li>上記の森林生態系及び河川生態系をつなぐエコロジカル・ネットワークを損ねないよう留意し、必要に応じて対策を講じること。</li> <li>事業の計画地が学術自然保護地区やその周辺に位置する場合には、市担当課に詳細な区域を確認の上、影響の程度に応じた保全措置（事業の中止を含む。）を検討すること。</li> </ul>	○	○
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設の設置に伴う開発が重要な地形及び地質を含む場合には、必要最小限とすること。</li> </ul>	○	○
旭川市の恵まれた自然への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設の設置に伴う立木の伐採は、自然保護に配慮し、最小限に留めること。</li> <li>発電施設の設置に当たっては、事業地及び周辺地の形質、植生、予定施設等を勘察し、樹木・表土の保全、緑化の措置を講ずること。</li> <li>発電施設の設置に伴う土地の造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限に留めること。</li> </ul>	○	○



## 5. 環境配慮事項

### 環境配慮事項 (4/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>発電施設の設置場所が景観形成重点地区、自然景観保護地区に隣接する場合には、景観保全に支障がないよう対策を講じること。</li><li>主要な眺望点のほか、居住地周辺の身近な景観や景観資源への影響についても調査、予測・評価し、影響の程度に応じた保全措置（事業の中止を含む。）を検討すること。</li><li>市内には多くの観光利用者が訪れる場所であることを踏まえ、高速道路や主要幹線道路周辺で事業を計画する場合には、必要に応じて植栽を施す等の対策を検討すること。</li><li>景観法及び旭川市景観条例に基づく届出制度で定める「大規模行為の景観形成方針」に示す主要な眺望点からの眺望において、建築物及び工作物が大雪山・十勝岳連峰の稜線を超えないようにすること。</li></ul>	○	○
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>発電施設設置場所が学術自然保護地区、自然景観保護地区、環境緑地保護地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないよう対策を講じること。</li><li>発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、歩道の改変を避ける、又は改変をできる限り小さくすること。</li><li>地元によって自然保全活動が行われている地域（突哨山、嵐山、共有地の丘）では、事業の計画地及び周辺における環境保全等の活動への影響についても調査、予測・評価し、地元住民との十分な意見交換を行い、影響の程度に応じた保全措置（事業の中止を含む。）を検討すること。</li></ul>	○	○



## 5. 環境配慮事項

### 環境配慮事項 (5/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
その他の事項 (農業への影響)	<ul style="list-style-type: none"><li>発電施設の設置に伴う開発行為が農業振興に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li><li>周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li><li>農地の利用の集積等、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li><li>発電施設の設置に伴う開発が地域計画（農業経営基盤強化促進法）に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること。</li></ul>	○	○
その他の事項 (通信障害)	<ul style="list-style-type: none"><li>電波法に基づく「伝搬障害防止区域」以外においても、発電設備を「伝搬障害防止区域」に隣接する区域に設置する場合には、関係機関に事前相談を行い重要無線通信に伝搬障害を与えないよう十分に配慮し、必要な措置を講じること。</li><li>「伝搬障害防止区域」から離れた区域であっても、地上デジタル放送やラジオ・FMの中継局、共同受信施設等が周囲にある場合には、総務省北海道総合通信局と放送事業者への照会を行い、放送受信への影響に十分に配慮し、必要な措置を講じること。</li></ul>	—	○



## 5. 環境配慮事項

### 環境配慮事項 (6/6)

環境配慮事項	事業に当たっての留意事項	再エネ種別	
		太陽光	陸上風力
その他の事項 (適切な運用・管理)	<ul style="list-style-type: none"><li>太陽光発電施設等の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。</li><li>太陽光発電施設等の維持管理に必要な除草について、生息・生育する動植物保護のため、除草剤や殺虫剤、融雪剤、土壌硬化剤等の使用は控え、必要最小限度の草刈りに留めること。ただし、市街地においては、近隣住民の生活に配慮した上で、除草等の環境整備に努めること。</li><li>太陽光発電施設等に起因して発生した苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応すること。</li><li>施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、太陽光発電施設等の廃止に伴う太陽光パネル等の撤去に要する経費等を計画的に調達・手配すること。</li><li>太陽光発電施設等を廃止する場合には、設置者の責任により、関係法令等に基づき、速やかに撤去等の対応をすること。撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じて、適切に事業区域を処理し、周辺的生活環境等に影響が及ばないよう配慮すること。</li><li>事業を譲渡・承継する場合には、把握している又は予想されうる運用・管理状況及び廃止の条件等について、責任をもって引き継ぐこと。</li></ul>	○	—

# 6. 促進区域について



- 旭川市は、作成したゾーニングマップに基づき、地球温暖化対策推進法が定める地域脱炭素化促進事業制度に係る「促進区域」の設定に向けた検討を行っていきます。
- 「促進区域」は、ゾーニングマップの「促進検討エリア」を中心に検討し、協議会や地元説明会等を通じて、地域の環境保全のための取組、事業者に期待する地域貢献策等を整理し、地域との合意形成を図り、設定します。
- 「促進区域」で実施される地域脱炭素化促進事業（再エネ導入等）は、関係許可等手続のワンストップ化の特例や環境影響評価法の配慮書手続の省略、国の支援施策での優遇等により、事業者の負担が減るメリットがあります。

## 旭川市再エネゾーニングマップ

## 個別法令に基づく事業計画の確認

### 市町村：促進区域等の策定

### 事業者：事業計画の作成

### 市町村：事業計画の認定

市町村が、

住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める。

- ・地域の環境保全のための取組
- ・地域の経済・社会の発展に資する取組を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める

事業者は、

- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。



促進区域

環境保全等に関する情報

再エネポテンシャル

その他

事業者



市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可、手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）  
※都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



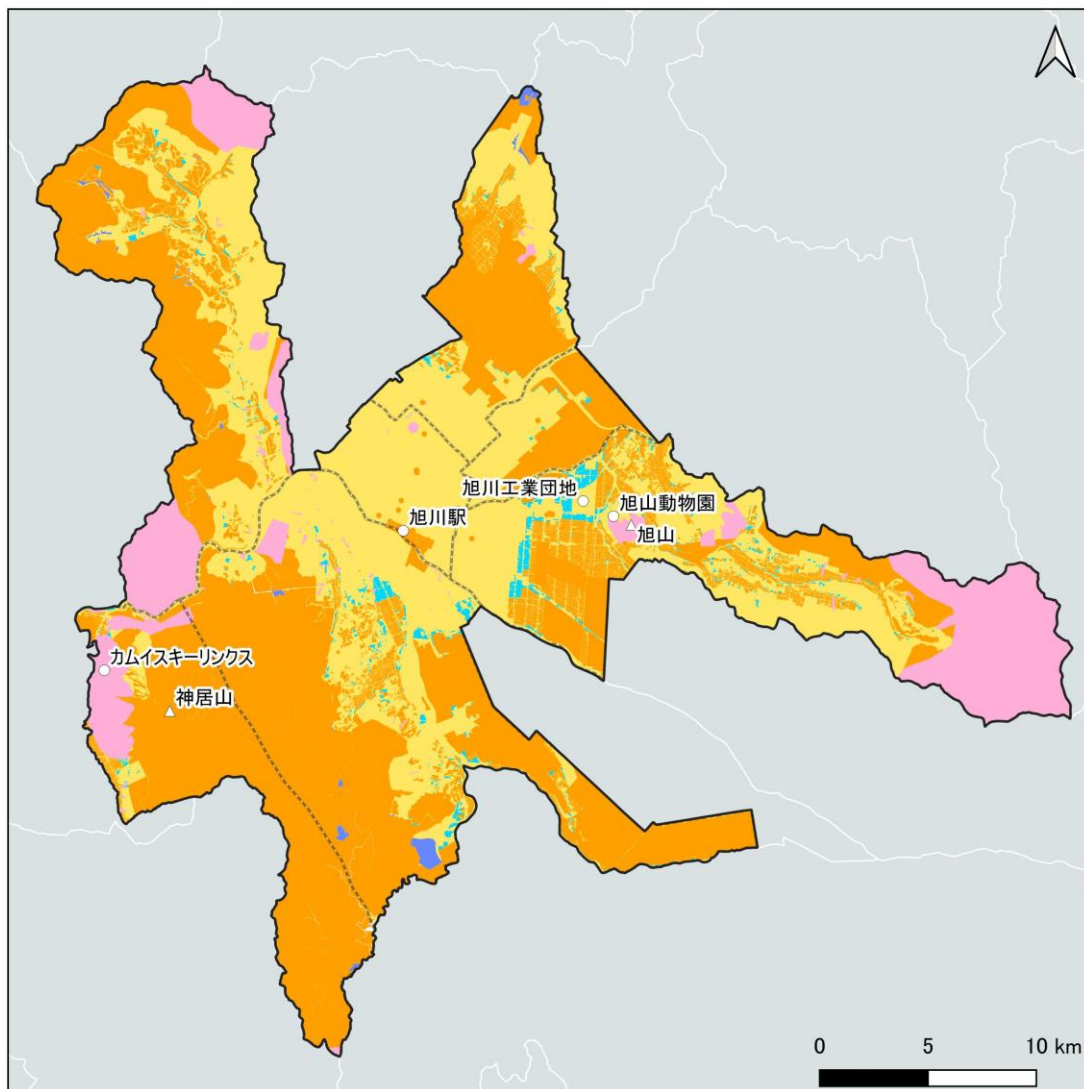
協議会



情報の重ね合わせと議論



## 地上設置型太陽光発電ゾーニングマップ



地上設置型太陽光発電ゾーニング

凡例	
	保全エリア
	保全に近い調整エリア
	調整エリア
	促進検討エリア(営農型)
	促進検討エリア(非営農型)
	地域別マップ境界

🔍 「あさひかわデジタルマップー旭川市公開型GISー」で詳しく見ることができます



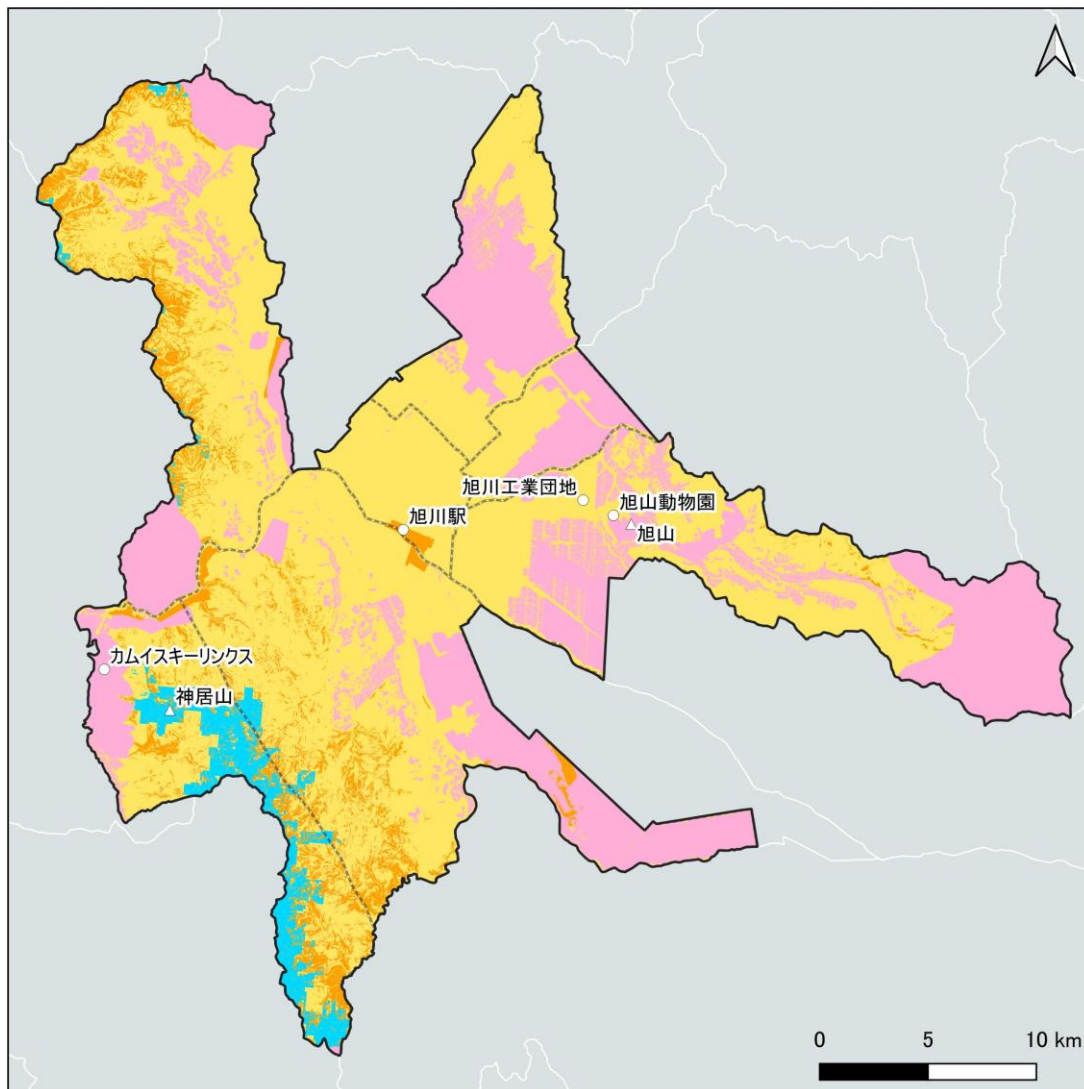
<https://www2.wagmap.jp/asahikawa-city/Portal>

国土数値情報(行政区域データ)を加工して使用

# 参考. ゾーニングマップ



## 陸上風力発電ゾーニングマップ



陸上風力発電ゾーニング

凡例	
	保全エリア
	保全に近い調整エリア
	調整エリア
	促進検討エリア
	地域別マップ境界

🔍 「あさひかわデジタルマップー旭川市公開型GISー」で詳しく見ることができます



<https://www2.wagmap.jp/asahikawa-city/Portal>

国土数値情報（行政区域データ）を加工して使用

## 旭川市 経済部 経済総務課 GX担当

■住所：

〒070-8525 旭川市7条通 9丁目 総合庁舎6階

■TEL：

0166-25-9798

■受付時間：

午前8時45分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く。)

■メールでのお問い合わせは、旭川市ホームページ内のメールフォームをご利用ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/inquiry/mailform50050000.html>

メールフォームはこちらから

